

安全



安心

JAL不当解雇撤回ニュース

No175号 2012.06.28
発行: JAL 解雇撤回国民共闘事務局
連絡先: 航空労組連絡会事務局
〒144-0043 大田区羽田 5-11-4
フェニックスビル内
TEL: 03-3742-3251 FAX: 03-5737-7819
<http://www.jalkaikotekkai.com>

JAL は “女性差別の企業” だ!!

婦団連と新日本婦人の会が国連人権理事会に報告

婦団連の報告の抜粋

安全運航を確保し女性労働者の権利を守る行政・司法こそ必要
「JAL 労働者の不当解雇」の項より

2010年に日本航空は経営破綻を理由として165人の整理解雇を行い、148人の乗務員・客室乗務員が解雇撤回を求めて東京地裁に提訴したが、2012年3月に敗訴した。

うち72人は女性労働者が仕事と生活を両立させて働き続ける権利の確立に貢献してきた客室乗務員である。

JALグループは高い営業利益をあげ会長自身が解雇の必要はなかったと裁判で証言しており、判決の不当性は明らかである。

整理解雇による人員削減、賃金・労働条件引き下げ、社員の連続退職により、不安全事故の多発など、現場では安全性の低下が危惧されている。

航空会社が安全運航を確保し女性労働者の権利を守るような行政・司法でなければ、国民の安全・安心は守られない。

新婦人の報告の抜粋

女性差別撤廃条約や国際法からも問題、整理解雇の4要件守れ
「女性の働く権利」の項より

2010年12月31日、日本航空は経営難を理由に165人のパイロットと客室乗務員の整理解雇を強行、148人（うち女性は84人）が解雇の撤回と職場復帰を求めて東京地方裁判所に提訴した。

裁判の中で、最高経営責任者自身の「解雇の必要はなかった」との証言にもかかわらず、地裁は、解雇は合理性があったとする判決を出した。

人選の基準に年齢や過去の病歴などがふくまれていること、客室乗務員の大半が組合員であることなど、女性差別撤廃条約はじめ国際法に照らしても問題があり、整理解雇の4要件（高度の必要性、解雇回避努力、人選規準の合理性、手続きの合理性）が今後効力を持たなくなることも懸念される。

JALの不当解雇は、働く全女性の問題

婦団連とは？

1953年創立、女性団体、労働組合・市民団体の女性部など21団体約90万人で構成され、女性の要求実現のための共同行動をとっています。

新日本婦人の会(新婦人)とは？

1962年創立、会員16万人、機関紙読者23万人を有し、核兵器廃絶、女性・子供の権利、平和のための世界の女性との連帯を目的に掲げ活動しています。



国連人権理事会は、2006年に設置されました。そこでは国連のすべての加盟国を対象に、4年ごとに人権状況を定期審査しています。今年は日本の2回目の審査になります。